

平成28年度修士論文題目一覧

統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻

学位番号	学位	学生氏名	修士論文題目	論文公開
364	修士 (ライブラリーサイエンス)	キョウ キョウテイ 喬 暁テイ	電子図書館と著作権・フェアユースについて	公開
418	修士 (ライブラリーサイエンス)	エトウ アツミ 江藤 敦美	自校史教育と大学アーカイブズ	公開
419	修士 (ライブラリーサイエンス)	ナガノ ショウタ 長野 翔太	検索語による学術論文検索結果からの不要論文の削除	非公開
420	修士 (ライブラリーサイエンス)	ナカムラ エリ 中村 江里	有馬家旧蔵資料のアーカイブズ学的研究 —久留米市立図書館所蔵資料を中心に—	公開

電子図書館と著作権・フェアユースについて

Digital Library, Copyright, and Fair Use

2FS14062Y 喬 暁テイ KYOU Gyoutei

技術の発展に伴い、人々の生活様式は変わっていく。図書の閲覧の方式も変わっていく。学術論文の電子化を始めとして、様々な図書も電子化されている。印刷された図書や論文と比べ、電子化したものはかさばらず、音声変換できるし、検索などの利便性も改善している。そして、電子書籍とともに、様々なタイプの電子図書館が現れてきている。しかし、電子書籍や電子図書館については法的な問題が大きい。とくに図書のデジタル化は、著作権の切れた図書については問題ないが、著作権のある図書はもちろん、絶版図書や権利者不明図書については問題がある。こうしたデジタル化された図書を電子図書館が利用に提供することにも問題がある。

本稿では、まずデジタル化に伴う電子図書館の発展の状況を概観する。新たな状況として、法改正の下での国立国会図書館による歴史的資料や絶版図書等のデジタル化とそれに関する制限、公共図書館での電子書籍の貸し出しが挙げられる。次に、電子図書館の発展に必要な条件を技術的な面と著作権法を中心とする法的な面について簡単に考察する。

これらを踏まえて、本稿の中心部分では、アメリカのグーグルブックス・ライブラリープロジェクトとこれに関連するハーティトラストプロジェクトとフェアユースをめぐる2004年から2015年までの一連の著作権侵害訴訟を取り上げて、電子書籍及び電子図書館と著作権の問題に関する重要な示唆を検討する。これらの訴訟の争点は、被告（グーグル）が著作権者の許諾なしに行った書籍の全文デジタル化やスニペット表示の提供などの各行為、またハーティトラストが書籍のデジタルデータを保管し、部分的に利用に供している行為が、米国著作権法第107条が定める一般的公正使用「フェアユース」に該当するかどうかということである。

これを検討するにあたっては、フェアユースの法理と、著作権法の存在理由および目的を理解しなければならない。著作権法の目的は著作権者の権利を保護することと公衆の知識と理解を拡大することをバランスよく実現することであり、フェアユースもそのための一つの手段である。米国著作権法107条は、個々のケースにおいてある著作物の使用がフェアユースであるかどうかを判断するための四つの判断要素を挙げている。そのうち特に重要なのは、新しい使用がオリジナルの著作物に対して「変形的」であるかどうか、およびその使用がオリジナルの著作物の市場に影響を与えるものでないかどうかである。フェアユースの実際のあり方はさまざまの特徴を持っているので、ある

利用が著作権を侵害するかどうかを判断する際には具体的に分析しなければならない。

本稿は、この基準の適用のあり方を、近年のハーティトラストデジタルライブラリーとグーグルブックスの著作権訴訟事件の控訴審判決を対象として具体的に分析する。これらの判決では、この基準の適用の点で若干の違いはあるものの、グーグルおよびハーティトラストの行為は一応フェアユースに該当すると認められた。検索やスニペット表示などの使用はオリジナルの著作物に対して「変形的」であり、オリジナルの著作物の閲覧に「代替的」ではなく、その市場に影響しないとみなされたのである。グーグルブックスは本の情報を提供する検索ツールとして機能を果たすが、著作権を切った著作物に対して、閲覧を提供し、図書館の役割は一部分果たしている。

しかし、このような扱いはフェアユースの規定をもたない日本や中国の著作権法のもとでは不可能である。のみならず、グーグルブックスやハーティトラストのような試みも電子図書館としてはまだまだ不十分である。

さらに現在のところ、公共的な電子図書館の展開にはまだ程遠い。著作権者の権利を保護しつつ、利用者の利用しやすい、公共的な電子図書館の展開のためには、他の試みが必要となる。これに関しては、前国立国会図書館長の長尾真が提案した構想や、中国の超星電子図書館の試みや、日本の公共図書館の試みが参考になる。長尾の構想は、公共図書館内での閲覧だけでなく、館外からのインターネットアクセスも可能にしようとするもので、館外からのアクセスには小額の料金を徴収するというものである。しかし、このためには、国立国会図書館法のほか、無料提供を前提とする図書館法、著作権法などの改正が必要である。また、超星電子図書館は民間の営利図書館であり、著作権者との契約によって、利用者に有料で閲覧許諾するものであり、公共図書館にはそのままでは適用できない。公共図書館の試みについてはとくに千代田区電子図書館の調査を行ったが、タイトル数が少ない、貸し出しのライセンスの数をどうするかなど、問題はまだまだ多い。公共的電子図書館における著作権問題を解決するためには、様々な著作権授権許可モードの研究が必要である。これらの状況をみると、著作権者の権利を保護するとともに、利用者が利用しやすい、公共的な電子図書館の展開へはまだまだ課題が多いといえる。

自校史教育と大学アーカイブズ

Education of School Identity and University Archives

2FS15057M 江藤敦美 ETO Atsumi

近年、大学における自校史教育がさかんである。自校史教育は「自大学の歴史を題材にした一連の教育・学習活動」と定義することができ、その第一義的な役割としては「学内におけるアイデンティティの涵養」が挙げられる。自大学の歴史教育は学生一人ひとりの意識改革の機会を生み、さらには大学という「共同体」で繋がっていくような効果が期待されるのである。また少子化等の影響により更なる大学間競争の激化が予想され、生き残りをかけた大学の個性化は今や喫緊の課題である。自校史教育は自大学を特徴付ける手段の一つとしてもその有意義性が見出されるようになったのである。

他方、大学アーカイブズを設置する大学が増えている。大学アーカイブズとは「大学に関する諸資料を収集・整理・公開・調査研究することを目的とする組織」である。大学アーカイブズはその多くが「沿革史編纂事業室」を前身にもち、広く大学史資料を扱ってきた。しかし増加の現状の背景には、特に国立大学における「アカウンタビリティ」の要請がある。2001年施行の「情報公開法」、2011年の「公文書管理法」という法整備により、公的機関の性質を有する国立大学は情報公開の義務が課されたのである。そのような経緯から大学アーカイブズではミッションの変容が起こっており、その在り方についての議論は今現在も活発になされている。

自校史教育と大学アーカイブズの相関関係についてはこれまであまり論じられることがなかったが、「大学アーカイブズの教育普及活動」として大学アーカイブズと自校史教育の連動が事例として紹介された。自校史教育の実践においても、その要件として大学アーカイブズの整備は以前から提唱されている。そこで本論文においては、「大学アーカイブズ」、「自校史教育」それぞれのテーマを論じた上で、自校史教育と大学アーカイブズの相互の連携におけるベストプラクティス事例を分析しその意義の明確化を試みた。

まず第1章では、大学アーカイブズのミッションの変容に論点を設定した。大学アーカイブズは大学史資料全般を管理する機能である「収集アーカイブズ」、大学組織の運営に関する史資料を管理する機能である「機関（組織）アーカイブズ」の二側面を有し、その比重の理想を表したものが「トータルアーカイブズ」である。元々は大学史編纂事業の名残りである「収集アーカイブズ」的側面によって運営されていたにも関わらず、社会の変化に応じて大学を取り巻く情報法制が進み、大学の「アカウンタビリティ」を保障する「機関（組織）アーカイブズ」的側面こそが存在意義となったのである。大学アーカイブズの目指すところは「トータルアーカイブズ」であり、「機関（組織）アーカイブズ」としての機能を軸に「収集アーカイブズ」をも充実させていることが条件で

ある。以上を踏まえ今後の展望について言及した。

第2章においては、「自校史教育」をテーマにその現状と課題を模索した。大川一毅氏による2調査報告「大学における自校史教育の導入実施と大学評価への活用に関する研究」

(2011)をもとに実践の現状を「カリキュラムにおける位置付け」、「授業形態」、「使用教材」、「実施内容」の4項目に着目して実際に大学の事例を交えながら考察を行った。さらに「自校理解型」、「自己理解型」、「地域理解型」という実施における3つの類型から学内外における自校史教育の必要性について説明した。自校史教育の隆興の背景には一連の「大学改革」があり、カリキュラム編成の条件緩和によって各大学特色ある講義を行うことができるようになったことが挙げられる。これからの自校史教育においては、その方法論の柔軟性、弾力性を活かした可能性の更なる拡張が課題である。

第3章では、これまでに述べてきた「大学アーカイブズ」と「自校史教育」が相補的に機能するベストプラクティスの4事例を紹介し、その特徴について大学アーカイブズと自校史教育双方の沿革に沿う形で整理した。立教大学は「大学アイデンティティ涵養のための組織的連携事例」としてまさに自校史教育と大学アーカイブズの強固な結びつきによって発展してきた典型例であるといえる。「大学アーカイブズの研究成果による教育的効果の反映事例」である明治大学は、研究機関としての大学アーカイブズが自校史教育に与える影響が顕著であることが最大の強みである。名古屋大学は「教材ハブとしての大学アーカイブズ機能事例」として、自校史教育を支える教材の多様性が大学アーカイブズありきであることがその相補関係の必要性を強調する例である。広島大学については「地域と大学をつなぐ大学アーカイブズ機能事例」として大学アーカイブズ主体の大学のアウトリーチ活動を自校史教育が担っていることに他にはない魅力を見出すことができる。4つの事例に共通していることは、各大学の自校史教育の方向付けに関して、その担い手が明確なビジョンをもっているということである。大学の設立理念や運営方針の各大学における違い、そしてまたこれまで「大学のアイデンティティの涵養」することに自校史教育の存在意義が説明されていたが、大学の運営において自己点検の尺度として寄与することが新たな意義として加わり、その際大学アーカイブズという後ろ盾が必要不可欠であるのである。

「大学アーカイブズ」と「自校史教育」の共存関係によって双方の発展が促され、その結果としての大学運営への貢献が可能となる。その連動の有意義性をより頑強なものとし、広く周知していくことを今後の研究における最大の課題とする。

有馬家旧蔵資料のアーカイブズ学的研究 -久留米市立中央図書館所蔵資料を中心に-

Study of the Archives Study of the Arimas Old Storehouse Document- Mainly on Kurume Central Library Possession Document-

2FS13066Y 中村 江里 NAKAMURA Eri

旧大名家に伝来してきた資料は、廃藩置県以後その資料群が本来の出所を離れたのち、いくつかの機関に分割して保管されているケースが多くみられるが、旧久留米藩主有馬家が所蔵していたとされる資料（有馬家旧蔵資料）も現在「篠山神社文庫」「久留米市中央図書館」「文化財収蔵館」の3ヶ所で分割保管され、現在の収蔵施設に移管されるまでの経緯についてもごく断片的な内容しか分かっていない。また、昭和42年より図書館で行われた修復・整理作業においては、途中、形態・種別分類が行われ、とくに和漢書類は有馬家と他の様々な家からの寄贈資料を混合しての種別分類が行われ、篠山神社文庫の資料についても、本来の伝来の課程・資料構造を充分意識しない整理が行われた。よって、有馬家に伝来してきた資料は、自然災害とその後の整理作業などにより資料群秩序を大きく解体された状態になったといえる。

資料群とは、それを作成、運用してきた組織・家・個人の機能を反映した体系的秩序を内包しているものであり、その資料の資料群全体の中での位置付けや、その資料が属する資料群がどのような性格を有するののかといった総体的な視点を欠いたままでは、正確な研究をすることはできない。そのため、本論文では、久留米市立中央図書館所蔵資料を中心に、有馬家旧蔵資料の全容解明・原秩序復元へ向けての基礎作業を行う。具体的には久留米市立中央図書館の資料がどのような整理が行われてきたのかを、目録内容の検討と記載されている資料項目を比較・分析することによって解明し、図書館の資料全体がどのような性質の資料で成り立っているのかを明確にし、特に他家との混合分類が著しい和漢籍類資料に関しては、有馬家寄贈資料とそれ以外の寄贈資料を明確に分離し、図書館内における資料群の姿を正確なものにすることを目標とした。

そのため、第1章では、第1節の1～3で現在有馬家旧蔵資料が収蔵されている施設の概要と、その収蔵資料について、第2節では本稿で中心として扱う久留米市立中央図書館の沿革と、図書館の蔵書についてまとめ、図書館に寄贈される以前の資料の収蔵場所とされる有馬家修史所の概要、および修史所と市ノ上御の資料についてまとめた。第3節で、久留米市立中央図書館の収蔵資料を収録した4冊の目録（目録①～④）について、内容を検討した。それにより、有馬家旧蔵資料については、明治38年に図書館に寄贈された和漢籍類を指すと思われる「旧有馬文庫」と、昭和25年6月に

受け入れた有馬家からの寄贈資料「新有馬文庫」の2つが存在し、図書館の資料は「旧有馬文庫」と「新有馬文庫」およびそのほかいくつかの家からの寄贈資料から成り立つことがわかった。

第2章では、凡例等を整理することによって示された、目録①～④の記載内容が正しいかどうか、実際に図書館の資料全体がどのような資料から成っているかを検証した。第1節で、検討に用いる昭和42年～の整理作業以前の目録の詳細についてまとめ、第2節で、第1章で検討した目録①～④の内容と、第2章第1節で検討した目録⑤～⑯の内容を比較し、重複する資料を確認、あるいは資料現物に残るラベルや印と、目録⑤～⑯の内容と照合することで、各資料群の点数、受入年度や原蔵者について確定を行った。第2節の1で、現在久留米市立図書館に収蔵されている資料には、有馬家修史所と市ノ上御別邸に保管されていた資料が含まれていること、昭和25年寄贈「新有馬文庫」に該当する資料が、目録①3280点、目録②3329点、目録③45点、目録④310点が分割して収録されていること、また目録④については「新有馬文庫」の一部資料が、他の家の文庫の資料として整理されていることを示した。

第2章の2では、「旧有馬文庫」「新有馬文庫」の資料と多くの他家の資料と一緒に内容種別分類され、とくに原蔵者について目録の記載内容と、現物との不一致が多い目録③について、事前に撮影したラベル・印の画像も参考にしながら、点数をはじき出した。分析の結果、各文庫の点数が判明したほか、これまで「旧有馬文庫」とされてきた資料は、ほとんどが「洗心亭文庫」と呼ぶべきものであり、有馬家旧蔵資料のうち、現存が判明している資料群は「新有馬文庫」のみであると提示した。

第3章では、第1章・第2章で判明した久留米市立中央図書館収蔵資料の内容をふまえて、それらのインターネット上での検索手段の提供・資料公開を前提に、今後どのように保管・提供を行って行くのがよいかを検討する。篠山神社文庫資料・文化財収蔵館収蔵資料の調査を行った上で、録記述を統一した「篠山神社文庫」資料・久留米市立中央図書館収蔵資料・久留米市文化財収蔵館収蔵資料を横断検索出来るシステムを作ることが最良であると提案する。